

ご存知ですか？

難病の方も 福祉サービスを 利用できます。



ポスターデザイン(平成25年12月)
札幌市立大学 デザイン学部4年
高野 愛梨

平成25年4月から
「障害者総合支援法」が施行され、
難病の方もさまざまな福祉サービスが
新たに利用できるようになりました。

対象となる方

国で定める 疾病に該当する方

特定医療費(指定難病)の
対象疾病を含む

※介護保険の対象となる方は、
これまでどおり介護保険サービス
のご利用となります。

主なサービスと利用手続き

- 居宅介護** ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
- 短期入所** 介護する方が病気などの場合に、短期間、施設や事業所で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
- 就労継続支援** 一般企業での就労が困難な方への働く場の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。
- 日常生活用具** 入浴補助用具や電気式たん吸引器などの給付を行います。
- 移動支援** 単独では外出が困難な方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。

利用 手続き

- お住まいの区の区役所保健福祉課で申請を行ってください。区役所では、心身の状況や介護者の状況などをふまえて、サービスの支給決定を行います。
- ※特定医療費(指定難病)受給者証など難病に関する疾病名の分かる書類をお持ちください。
- ※所得に応じた利用者負担があります。(市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料)
- ※札幌市以外の方は、お住まいの市町村の福祉窓口にお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

区役所の保健福祉課

【☎代表番号】

中央区：231-2400 豊平区：822-2400
 北区：757-2400 清田区：889-2400
 東区：741-2400 南区：582-2400
 白石区：861-2400 西区：641-2400
 厚別区：895-2400 手稲区：681-2400

※難病に関する医療費助成の相談は、区役所の健康・子ども課となります。

札幌市
SAPPORO



さっぽろ市
04-F04-18-2035
30-4-382